

平成 29 年 11 月 14 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

災害時により被災した要介護高齢者等への対応および
被災者に係る被保険者証の提示等について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
10月27日付分と10月31日付分です。それぞれご確認ください。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

災害により被災した要介護高齢者等への対応および
被災者に係る被保険者証の提示等について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局介護保険計画課より都道府県介護
保険主管部あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添
のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会関
係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲
覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ (介護保険関係) 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

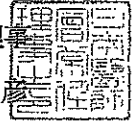
(介 96)

平成 29 年 10 月 27 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



災害により被災した要介護高齢者等への対応および
被災者に係る被保険者証の提示等について

平成 29 年台風 21 号による災害により、三重県の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、厚生労働省より三重県をはじめとする各都道府県介護保険主管部局あてに災害により被災した要介護高齢者等への対応に関する事務連絡が発出されました。

災害救助法の適用を受けた場合における被災した要介護高齢者等への対応といたしましては、介護保険施設や居宅サービス事業所について、災害等による定員超過利用が認められていること、被災のため職員の確保が困難な場合においても減算を行わないこと、また利用者については利用者負担や保険料の減免を可能とする等、市町村に対し柔軟な対応が求められているところです。

また、被保険者証および負担割合証（以下、被保険者証等）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、介護保険事業所等に対して被保険者証等を提示できない場合も考えられることから、厚生労働省より各都道府県介護保険担当主管部局に対し、この場合、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示した時と同様のサービスを受けられる取扱いとする旨の事務連絡が発出されましたので併せてご連絡申し上げます。

要介護認定等については、新規の要介護認定等の申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができることや、要介護認定等の有効期間の満了前に更新申請をすることができない場合についても、要介護認定等の更新申請があったものと見なして引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとする旨などが示されております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく宜しくお願い申し上げます。

(介 99)

平成 29 年 10 月 31 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

災害により被災した要介護高齢者等への対応および
被災者に係る被保険者証の提示等について

平成 29 年台風 21 号による災害により、和歌山県および京都府の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、厚生労働省より和歌山県および京都府をはじめとする各都道府県介護保険主管部局あてに災害により被災した要介護高齢者等への対応に関する事務連絡が発出されました。

災害救助法の適用を受けた場合における被災した要介護高齢者等への対応といたしましては、介護保険施設や居宅サービス事業所について、災害等による定員超過利用が認められていること、被災のため職員の確保が困難な場合においても減算を行わないこと、また利用者については利用者負担や保険料の減免を可能とする等、市町村に対し柔軟な対応が求められているところです。

また、被保険者証および負担割合証（以下、被保険者証等）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、介護保険事業所等に対して被保険者証等を提示できない場合も考えられることから、厚生労働省より各都道府県介護保険担当主管部局に対し、この場合、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示した時と同様のサービスを受けられる取扱いとする旨の事務連絡が発出されましたので併せてご連絡申し上げます。

要介護認定等については、新規の要介護認定等の申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができることや、要介護認定等の有効期間の満了前に更新申請をすることができない場合についても、要介護認定等の更新申請があったものと見なして引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとする旨などが示されております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく宜しくお願い申し上げます。